

支部助成制度「自主的活動事業助成金」の運用に関する指針

平成 27 年 4 月 1 日から実施する改定版：支部助成制度のうち、新設の「自主的活動事業助成金」については、支部活動の一層の充実と活性化を目指す新しい助成措置であることを踏まえ、その助成効果を最大限に生み出すとともに、公正かつ円滑な運用を図るため、下記のように運用に関する指針（ガイドライン）を定める。

記

1. 支部助成制度に自主的活動事業を助成対象として新設した理由、目的など

- (1) 従来から各支部では総会・懇親会、定例の親睦会などのほか、支部会員の交流・親睦行事を催しているが、参加者は総じて中高年齢層の既卒会員に固定化する傾向が強く、若い世代や女性の会員らの参加が少ないのが、各支部に共通した悩みであり、支部活動の活性化に向けた大きな課題であった。
- (2) このような課題について無為無策であるならば、同窓会組織の原点である支部活動は、停滞から衰退へ進むと言わざるを得ない。この危機意識に基づき、学生会員を含む多世代の会員が参加しやすく、またニーズが高まっている支部間の交流促進を図るため、支部が新たに企画した行事や交流イベントなどを「自主的活動事業」と位置付け、支部助成制度の助成対象として新設した。
- (3) 支部助成制度は、平成 15 年度に創設された以降、助成金額の改善や助成対象事業の追加などの改定を重ね、支部活動の活力を支えてきた。しかし、必ずしも制度の弾力的かつ効果的な運用が図られていないケースが顕在化し、加えて多世代の会員が参加する支部活動への脱皮や、支部間交流など広域化した支部活動への対応が焦眉の急の課題でもあった。これらを解決する第一歩が、支部の自主的活動事業への助成金新設も盛り込んだ今回の改定版：支部助成制度の実施である。

2. 自主的活動事業の助成要件など

(1) 助成対象にしない事業

- ① 支部助成制度で、運営費が助成対象になっている支部総会・懇親会、女性の会の事業のほか、支部の定例懇親会（親睦会）は、自主的活動事業の助成対象とはしない。
- ② 前項以外で従前から実施している支部の親睦・交流事業も、今回新設の自主的活動事業の助成対象とはしない。

(2) 助成対象の事業（※事業目的は前文および第 1 項で記述）

- ① 自主的活動事業の目的を実現するため、支部が新規に企画した会員の親睦、交流の行事やイベントなどの事業。
- ② 従前から実施している支部の親睦、交流事業の内容や効果などを抜本的に見直し、自主的活動事業の目的に合致する内容に改めた事業も助成対象と成り得るが、その実施の可否は本部との事前協議（後述）に委ねる。

(3) 自主的活動事業の内容

- ① 自主的活動事業の企画、立案に当たっては、この事業目的を反映したものであることは言う

までもないが、企画書には事業内容と実施効果などが端的にイメージできる「キーワード」(注)が求められる。

(注)「多世代の絆交流」「学生・若年・中高年・女性の連結」「広がる支部間交流の輪」・・

- ② 自主的活動事業の企画・立案は、多種多様な発想が要るが、既に全国の支部が行っている親睦行事・交流イベントなどの実績一覧表や北友会会報の「支部だより」のレポートのほか、『あすの同窓会』よろず討論会の発言総集編資料(注)も企画・立案の参考になる。

(注) 評議員全員に配布済み／北友会会報 110号で「集約版」を掲載

(4) 自主的活動事業企画書の事前提出と本部との事前協議

- ① 助成を求める自主的活動事業を企画した支部は、所定の「自主的活動事業企画書」を事前に本部に提出し、実施について本部と事前協議を行うこととする。複数の支部が支部間交流の活性化を図るための自主的活動事業を企画し、実施しようとする場合は、主催支部が企画書を本部に事前提出することとする。
- ② 本部の担当役員(組織対策担当副会長)は、事前提出された企画書の内容が自主的活動事業の目的や効果などを反映したものであるかどうかを点検し、当該支部との確認作業や協議を経たうえで、疑義がなければ当該支部に実施について了承を与える。当該支部との事前協議には、必要に応じて会長と幹事長が加わる。

(5) 自主的活動事業の助成回数

- ① 自主的活動事業の助成は、単年度につき1支部1回とする。
- ② 支部間交流の活性化を図るため、複数の支部が参加する自主的活動事業の助成については、主催支部の当該年度における自主的活動事業の助成回数として取り扱うこととする。

3. 自主的活動事業助成金の交付手続きなど

(1) 自主的活動事業助成金交付申請書

自主的活動事業を実施した支部は、所定の「自主的活動事業助成金交付申請書」に必要な内容を記入し、本部に提出する。その際、以下の資料などを添付しなければならない。

- ① 参加者名簿一覧表 (※本部事務局が所定の様式で用意)
- ② 実施状況を記録した写真
- ③ その他、申請内容を補強するうえで参考になると判断した印刷物などの資料

(2) 助成金の仮払い

自主的活動事業の実施に当たって、支部の財政事情あるいは企画した事業の規模などで、運営費に関して助成金の仮払いが必要と判断される場合、所定の「助成金仮払い申請書」を本部に提出し、交付を受けることができる。この仮払い金は、実施後の助成金交付の際に精算することとする。

4. その他

(1) 北友会会報への出稿、掲載など

自主的活動事業を実施した支部は、北友会会報掲載用に事業の目的や内容、効果・成果などを盛り込んだ記事を写真とともに出稿しなければならない。掲載は原則として「支部だより」のページとするが、事業の内容が特異で、大きな成果を挙げた場合、会報編集委員会委員長と意見交換のうえ、自主的活動事業の特集ページを設けるなど、会報編集の工夫を図ることとする。

